

わしま

広報

わしま

8月号

平成11年8月1日発行

発行 和島村役場

編集 企画観光課

T 949-4511

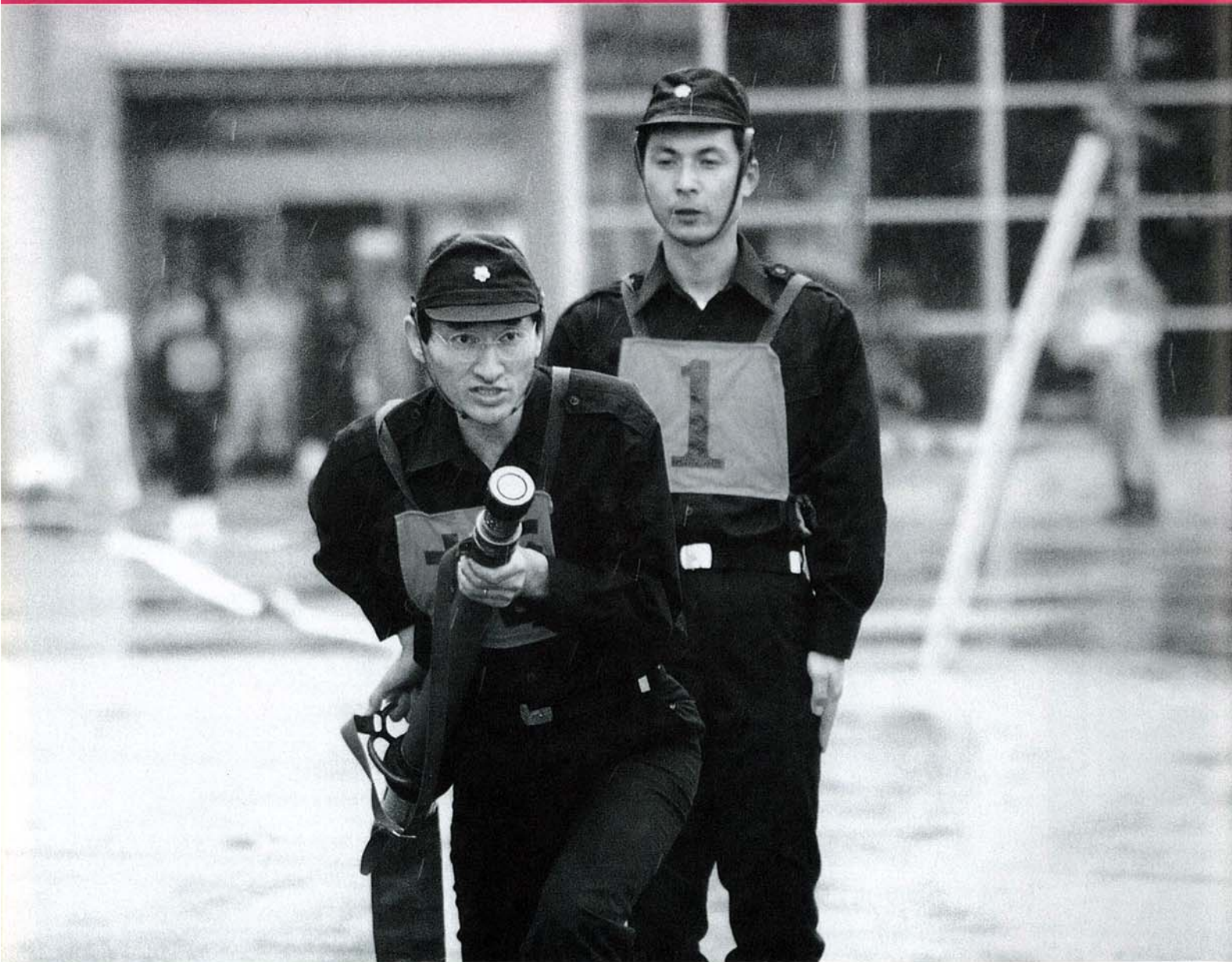
〒949-4511 新潟県三島郡和島村大字小島谷3434-4
☎ 0258-74-3111 FAX 74-2791

(6月27日小型ポンプ操法競技会)

1999 No.312

8

俺たちが 守らなければ



社会福祉法人 長岡三古老人福祉会職員 募集のお知らせ

- ◆試験日
 - ・第1次試験……9月5日(日)
 - ・第2次試験……9月19日(日)
- ◆受験手続き
 - ・申込受付期間
8月1日から27日まで
 - ・申込受付
法人内各施設で受付いたしますので、受験者本人が申込書を持参してください。
 - ・受験申込書
法人内各施設で配付いたします。
(※役場では申込書の配付はいたしませんので、直接各施設で受け取ってください。)
- ◆勤務場所
特別養護老人ホーム

- ・みしま園
- ・横山けやき苑
- ・川西地区ケアハウス・デイサービスセンター
- ・桐原の郷
- ・和島村デイサービスセンター
- ・老人保健施設
- ・グリーンヒル与板
- ・てらどり
- ◆採用予定年月日
平成12年4月1日
- ◆その他
採用職種、採用予定人員等、詳細は後日回覧文書で各家庭へお知らせいたします。
- ◎お問い合わせ
社会福祉法人長岡三古老人福祉会・特別養護老人ホームみしま園(三島町大字宮沢580-3) ☎42-3131

献血実施のお知らせ

献血車「ゆうあい号」による献血を実施します。

献血は、16歳から69歳までの健康な方であればどなたでもできる小さなボランティアです。しかし、ここ数年、初回献血をされる方が少なくなってきたとあり、再来献血者のご協力によるところが大きくなっていきます。

更に、夏場は血液が不足する時期でもあり、救命救急を支える献血「健康を贈る優しい心、献血」にご協力くださいますようお願いいたします。

- ◆期 日/8月16日(月)
- ◆受 付/午前10時～12時
午後1時～3時
- ◆会 場/役場保健センター

人口の動き

6月末人口	
人 口	5,255人 (-2)
男	2,543人 (-4)
女	2,712人 (+2)
世帯数	1,293世帯 (0)
() 内は前月比	

暮らしのワンポイント

木造住宅は長持ちするといわれますが、その耐用年数は、構造や周囲の環境によって異なります。最近の一般的な木造住宅の場合、20～30年で建てかえ時期を迎えることが多いようです。

住宅の維持・管理

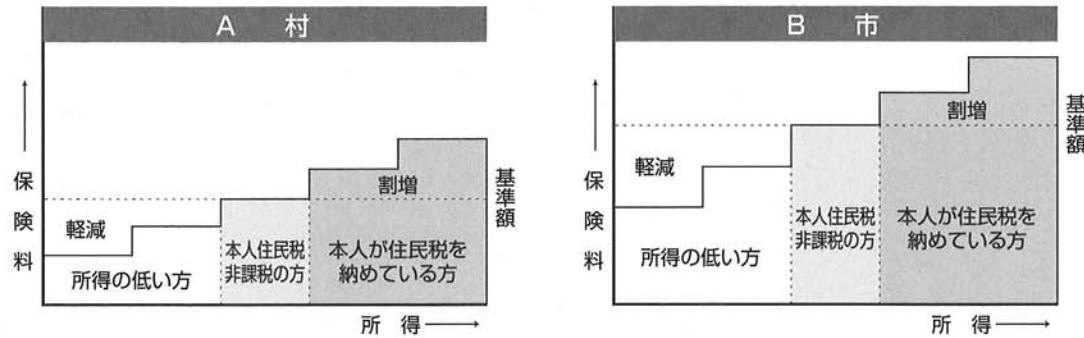
防湿と水回りのチェックを



ことが大切です。とくにできた小さなひび割れや穴などは、防水テープで簡単に修繕できます。外壁に破損があると、雨水が侵入して内部の腐食につながります。亀裂や傷は小さいうちに補修しましょう。5～10年に一度はコンクリートやモルタルの塗装、さびた金属部分の手入れなども行うよう心がけてください。

屋内での防湿も大切です。台所や浴室、トイレなどは湿気がたまりやすく、結露やカビが家を傷める原因になります。湿気対策はこまめに換気をすることが第一。台所で煮炊きする間や入浴後の浴室は、換気扇を回したり窓を開けたりして湿気を追い出す工夫を。

台所の流しや洗面台、洗濯機などの排水管に水漏れがないかチェックすることも大切です。



軽減される方	基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方
生活保護の受給者、 高齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	世帯全員が 住民税非課税	本人が住民税課税で合計 所得金額250万円未満
基準額×0.5	基準額×0.75	本人が住民税課税で合計 所得金額250万円以上
	本人が住民税非課税	本人が住民税を納めている方
	基準額×1.0	本人が住民税を納めている方
		基準額×1.25
		基準額×1.5

※上記の段階の保険料だと生活保護が必要になる方は、保護を必要としなくなる段階まで軽減されます。

もうすぐはじまります

介護保険制度

今年10月から
認定申請の受付が
始まります

介護保険制度の質問・疑問にお答えします

平成12年4月からスタートする介護保険制度について、5月26日から6月21日までの日程で村内19の会場をお借りして、制度の説明と住民の方々との意見交換会を実施しました。

女性の皆さんからも多数の参加をいただき、この制度に対する関心の高さを感じました。

今月号では、説明会の会場でお答えできなかったことや各会場よく出た質問や疑問等についてお答えします。

制度(保険)に関するQ&A

Q1 介護保険制度では、40歳以上の人はみんなが入れなければいけないのでしょうか？

A1 はい。強制加入の公的保険ですから必ず入ってもらうこととなります。ただし、一部の障害施設の入所者を除きます。

Q2 介護保険は掛け捨ての保険ですか？

A2 はい。老後の大きな不安要因となっている介護のための費用を社会全体でまかなっていくための新しい制度です。



老後の不安を社会全体で支える制度です。

Q3 介護保険では現金が支給されますか？

A3 いいえ。現金は支給されません。介護や支援が必要と判断された方が自分の希望するサービスを利用した

Q6 65歳以上の人の保険料は、市町村によって保険料に差がでるのですか？

A6 差がでます。介護保険の保険料は市区町村です。その市区町村の介護費用の一定割合はそこに住む人たちでまかなう制度です。それぞれの住民が介護保険の対象になるのか、どのような種類のサービスがどれだけの量利用される見込みなのかは市区町村によって状況が異なりますので、介護にかかる費用と保険料に差がでます。

Q7 和島村の65歳以上の人の保険料が決まるのはいつですか？

A7 保険料は平成12年3月の村議会で議決を受け決定します。

Q8 保険料が決定すると、65歳以上の人は皆同じ額の保険料を納めなければならぬのですか？

A8 認定を受け、介護サービスを利用しようとするときに、通常は費用の

介護保険で受けられるサービス

要支援状態
家事など日常生活に支援が必要な状態
(要支援状態の方は、施設サービスは受けられません)

要介護状態
寝たきり、痴呆などで常に介護を必要とする状態
(要介護状態の方は、在宅・施設両方のサービスが受けられます)

【在宅サービス】

- 家庭を訪問するサービス
 - ・ホームヘルパーの訪問【訪問介護】
 - ・看護婦などの訪問【訪問看護】
 - ・リハビリの専門職の訪問【訪問リハビリテーション】
 - ・入浴チームの訪問【訪問入浴介護】
 - ・医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導【居宅療養管理指導】
- 日帰りで通うサービス
 - ・日帰り介護施設(デイサービスセンター)などへの通所【通所介護(機能訓練、食事や入浴など)】
 - ・老人保健施設などへの通所【通所リハビリテーション(デイケア)】
- 施設への短期入所サービス
 - ・特別養護老人ホームや老人保健施設などへの短期入所【短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)】
- 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修
 - ・福祉用具の貸与
 - ・福祉用具の購入費の支給
 - ・住宅改修費(手すりの取り付けや段差の解消など)の支給
- その他
 - ・痴呆性老人のグループホーム(痴呆対応型共同生活介護)
 - ・有料老人ホームなどでの介護(特定施設入所者生活介護)
- 介護サービスの作成

【施設サービス】

- 特別養護老人ホーム【介護老人福祉施設】
- 老人保健施設【介護老人保健施設】
- 介護職員が手厚く配置された病院など【介護療養型医療施設】
 - ・療養型病床群
 - ・老人性痴呆疾患療養病棟
 - ・介護力強化病院(平成14年度末まで)

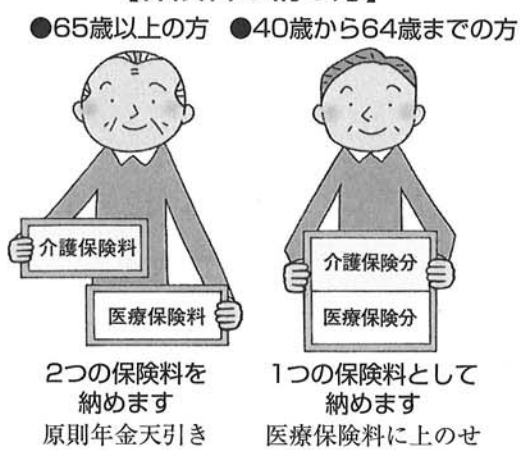
Q4 介護保険が始まれば、今までの医療保険料は納めなくてもよいのですか？

A4 いいえ。介護保険と医療保険は全く別々の制度です。介護保険からは介護サービスが、医療保険からは医療が提供されます。

Q5 40歳以上の人の保険料は、どこに住んでいても、誰でも同じですか？

A5 所得段階に応じて5段階の保険料が設定されます。低所得者には基準額の半分、高所得者には基準額の5割増しの形で個人ごとに保険料が賦課されますので、皆が全く同じ額を納める訳ではありません。

【保険料の納め方】



Q9 私は、年金生活です。保険料を免除してもらえますか？

A9 保険料が免除されるのは災害等の特別な理由で一時的に支払えない時だけです。年金生活という理由だけでは免除されません。低所得の人には、保険料が低く設定されています。

Q10 65歳以上で2つ以上の年金を受給している場合は、どの年金から天引きされるのですか？

A10 老齢基礎年金を第一順位とし、それ以外は政令の定めるところにより特別徴収の対象年金が決定されます。

Q11 65歳以上の人の保険料算定するとき、所得以外の資産等の状況が基準として使用されますか？

A11 されません。

Q12 保険料を滞納したらどうなりますか？

A12 認定を受け、介護サービスを利用しようとするときに、通常は費用の

Q13 要介護認定を受けた人は、保険料を払わなくてよいのですか？

A13 保険料は認定を受けた人も、受けない人も納めていただきます。

Q14 保険料は何歳まで払い続けなければならぬのですか？

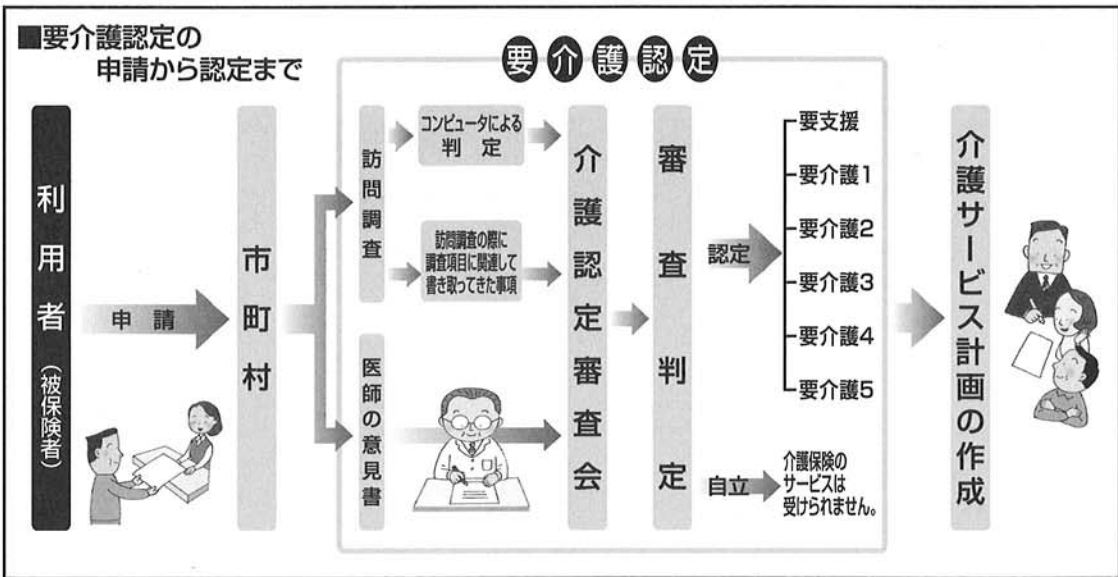
A14 保険料納入の終期はありません。生涯納めていただくこととなります。

Q15 保険料の徴収はいつからですか？

A15 来年(平成12年)4月分から徴収が始まります。

Q16 扶養に入っている人の保険料はどうなるのですか？

A16 40歳から64歳までのサラリーマンの妻などで被扶養者となっている方は、各健康保険の被保険者が皆で分担してくれますので新たに保険料を納める必要はありません。65歳以上の方は扶養に入っていないかかわらず、年金が一定額以上の方は年金から天引きとなります。



Q 17 保険料の改定は毎年行われるのですか？

A 17 65歳以上の方の保険料の基準額はそれぞれの市区町村において3年毎に見直すことになっています。なお、皆さん個人個人の保険料の額は、前年度の所得を基に、毎年4月1日を賦課期日として年度単位で賦課されますので、毎年変わる可能性があります。

Q 18 認定申請をして判定結果が出るまでにどれくらいの日数がかかるのですか？

A 18 認定結果は原則として申請をしてから30日以内に通知することになっています。

Q 19 認定申請をして判定結果が出る前にサービスを受ける必要性が生じた時はどうなるのですか？

A 19 認定の効果は申請の時までさかのぼりますので、暫定のサービス計画を作って1割の利用料を払いながら介護サービスを利用し、正式な判定が出た時点で、その判定に合わせた計画のサービスを受けることとなります。ただし、判定結果が「自立」と判定された方は介護保険の対象となりません。

と施設が契約を結び入所することになります。しかし、希望している施設に空きがない場合は、他の施設を探るか、希望する施設に空きがでるまで在宅サービス等を利用することになります。

ませんので、全額自己負担となります。また、正式に認定された限度額を超えて受けたサービスの費用は全額自己負担となります。

Q 20 認定結果の通知を受けた後に、被保険者の状態が変化した場合はどうすればよいのですか？

A 20 再度要介護認定の申請をすることができます。

Q 21 要介護認定の有効期限はどれくらいですか？

A 21 原則約6カ月間です。

ただし、認定審査会の意見に基づき特に必要な場合は、3カ月間から5カ月間の範囲で月を単位として短縮される場合があります。更新認定の場合と今年10月から来年度9月までの間の認定審査の場合は、3カ月間から12カ月間の範囲内で決定されます。

Q 22 介護認定審査会の委員はどんな人たちですか？

A 22 三島郡は介護認定審査会については共同で行うこととし、和島村に事務局が設置されました。審査会の委員は、保健・医療・福祉に関する専門家5人程度で構成することとなり、医師・看護婦・保健婦・介護福祉士等を予定しています。

この施設を探したり、在宅サービスの手配をする仕事は、本人の希望を聞きながら介護支援専門員のいる事業者が行います。そのための費用は全額保険から支払われますので本人の負担はありません。

Q 27 特別養護老人ホームに入所している方が、「自立」「要支援」と判定されたらどうなりますか？

A 27 「自立」「要支援」と判定されると特別養護老人ホームを利用することができなくなります。介護保険がスタートする前から入所している人は平成12年4月1日以降5年間を限度として引き続き利用することができます。

Q 28 介護保険制度がスタートしても、現在利用している在宅サービスをそのまま続けられますか？

A 28 介護サービスの利用には、要介護認定が必要です。現在、サービスを受けている人も全てこの認定を受けることとなります。その結果によってはサービスの量や種類が変わることもあります。この場合は、認定された要介護度に応じて、利用者の希望を取り入れながらサービスを組み合わせる介護サービス計画（ケアプラン）を作成することになります。

三島郡では3班の審査会を設け、10月からの準備認定作業がスムーズにいくように準備を進めています。

Q 23 要介護認定は本当に公平に行われますか？

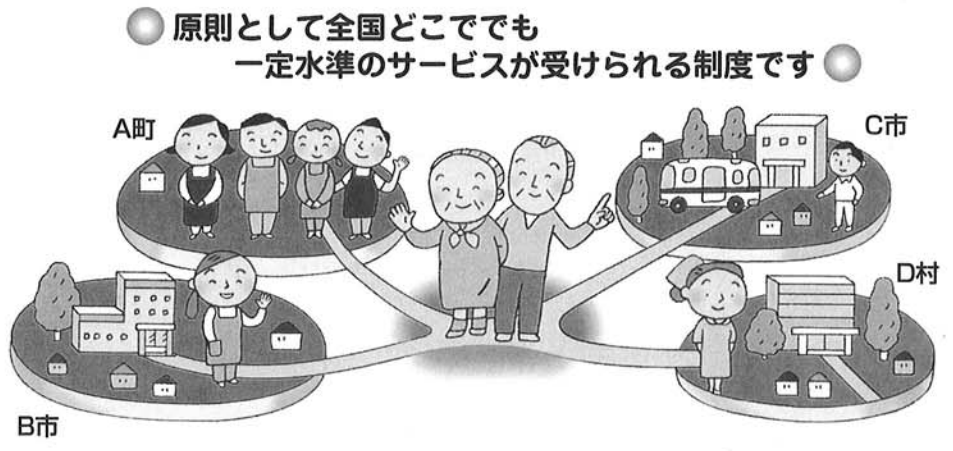
A 23 認定審査は全国的に統一のとれた公平なものでなければなりません。このため、訪問調査員の作成する調査票やかかりつけ医の意見書の内容、判定に使われる要介護認定基準の内容が適切なものになるよう、全国で実施されたモデル的ケースを通じて検討されており、近々正式なものが決定される予定になっています。また、10月からの本番を前に調査員の研修や審査委員の研修が実施され、統一のとれた審査判定ができるように準備が進められています。

Q 24 認定結果に納得できないときはどうすればよいのでしょうか？

A 24 県に設置される介護保険審査会に審査請求することができます。請求できる期間は、判定結果の通知を受けた日の翌日から60日後までの期間です。

Q 25 介護保険では、他町村や他県の施設なども使えるのですか？

A 25 在宅サービス・施設サービスを開かず、全国どこでも一定水準のサービスを受けられる制度です。



Q 29 サービスの利用者が多い場合、サービスの利用が制限されることはありますか？

A 29 ありません。利用者の希望が満たされるように、サービスを提供できる事業者を探すことになります。

Q 30 食事サービスや寝具消毒サービスは介護保険の支給対象になりますか？

A 31 在宅で介護を必要としている方を対象に、日帰り入浴や食事の提供等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の孤独感の解消や心身の機能の維持並びに利用者の家族的・精神的負担を軽減するための施設で、そこで提供されるサービスが介護保険の対象サービスとなります。なお、在宅介護支援センターも併設されますので、そこでは福祉・保健の相談事業を重点的に行い、介護保険がはじまると村の福祉の総合相談窓口として、その機能を発揮することになります。

※介護保険に関するお問い合わせは役場・住民課・介護保険係まで

要介護認定は三島郡共同で行います



Q 26 施設入所を希望した場合は、本当に入所ができますか？

A 26 介護保険で入所できる施設は3種類あります。
 ① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 ② 介護老人保健施設（老人保健施設）
 ③ 指定介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院など）
 この3つを総称して「介護保険施設」と呼びます。施設ごとにその機能と役割が違っていますので、どの施設がふさわしいのか検討し利用することになります。

A 30 現在行われている配食サービス、寝具消毒サービス、理容サービス、紙おむつの支給、要介護世帯の冬期除雪支援事業、介護手当の支給等は介護保険の法定外サービスとなります。これらのサービスについては今後どのように取り扱っていくかは、今年3月に設置されました「和島村介護保険事業計画等策定委員会」の意見を聞きながら、今年度中に決定することになります。

Q 31 村で建設しているデイサービスセンターとはどんな施設なのですか？



わし麻呂くんの部屋

生涯学習情報



少年教室

成功のキーワードは「協力」

去る6月27日(日)ゆきわ荘で、8月に磐梯青年の家で実施される集団宿泊研修の事前学習会が行われました。

午前中は、野菜の皮むき、米とき、デザートづくり、カレーづくりの4班にわかれての昼食づくり。各班のリーダーの適切な(?)指示に従い、それぞれが与えられた仕事をこなし、究極のカレーを作りました。

午後からは、陶芸とベッドメイキングの学習をしました。今年度の陶芸作品は、実用性の高い作品が多く、お皿や箸置きなど素晴らしい作品ができました。中には、怪獣やだんご3兄弟など、子どもらしい作品も数多く見られました。



ベッドメイキングの学習は、より実践的な学習として実施。布団を敷く、布団をたたむという基本的な作業ができない子が多く、学習会では指導者の指示の下、仲間と協力し合い一生懸命に取り組んでいました。

また、7月10日(土)に実施した第4回の少年教室では、集団宿泊研修のキャンプファイヤーの際に行う催し物や歌の練習を行いました。本番では、どんな催し物が見られるのか、今から楽しみです。

今回の研修を含め、事前学習会は3回行われ本番に備えます。そして、8月の宿泊研修では事前学習の成果を十分に発揮し、充実した研修にしたいと思えます。



和島村史はいかがですか!

和島村史全4巻を平成8年度末までに刊行することができました。これもひとえに関係各位のご協力の賜と感謝申し上げます。つきましては、村史を購入希望される方はつきにより申込みください。

記

価格

- ★和島村史(資料編I 原始) 1冊 4,700円
- ★和島村史(資料編II 近世) 1冊 4,000円
- ★和島村史(資料編III 近現代) 1冊 4,000円
- ★和島村史(通史編) 1冊 7,000円

申込み先

和島村教育委員会 村史担当係
(☎74-3111「内線272」)まで

成人式挙行

8月15日(日)、午前9時30分より役場保健センターで成人式が行われます。

今年の対象は、昭和53年4月2日から昭和54年4月1日生まれの新成人です。

当日は、式典の後記念講演が予定されています。

ひよこ教室からのお知らせ

水あそび大好き親子集まれ!!

ひよこ教室では、第3回学習に合わせて公開講座を実施します。

当日は、ボディペインティング(手や体に絵の具を塗る遊び)や園庭プールでの水遊び等を予定しています。「水あそび大好き」「お友達がほしいな」という親子は、ぜひご参加ください。

お父さんや、おじいちゃん、おばあちゃんも参加もお待ちしています。

★期日

8月21日(土)

※雨天の時は室内あそび

★時間

午前9時30分～11時10分

★会場

和島保育所

★対象

1才～3才のお子さんと、その保護者

★持ち物

(大人) 濡れても良い服装(水深膝下までの水に入ります)タオル・マグカップ

(子供)

水着(下着のままでも良いです)

◎参加申し込み・お問い合わせは

教育委員会(☎74-3111)まで

新潟県1号の国宝を見学

いきいき大学村外研修

去る7月14日(水)、いきいき大学では、村外研修を実施しました。今年、参加54名が十日町市博物館と森の詩美術館を訪ね、風土と歴史を学びました。

博物館では、6月7日から新潟県第1号の国宝となった火焰型土器の説明を受けました。この土器は昭和57年7月8日に笹山遺跡から出土したもので、縄の模様が全くなく、彫りが深いのが特徴。そして原形の98%が出土したもので極めて珍しいものです。



雪深いこの地方での縄文人の暮らしや火焰土器が当時の人々の間でどの様に使われたのかなど、もっと学びたい、そして、もう一度訪ねたいという学習意欲を駆り立てられた一日でした。



レディースセミナー村外研修

ハーブの香りに包まれた至福のひととき

去る6月20日(日)、レディースセミナーでは、村外研修を実施しました。

一行はまず、長岡市下条の「古志の里ファーム」においてハーブ手芸を楽しみました。最盛期のラベンダーをはじめ、多くのハーブの香りの中、「香り袋」の製作を行いました。

参加者は全員女性ということもあって、手芸の達人ばかり。様々な形の香り袋が次々に完成しました。その後、ハーブ園を

第16回ナイターバレーボール大会

東保内チーム優勝

7月12日から16日までの5日間公民館主催のナイターバレーボール大会が開催されました。

25チームが参加したこの大会は、12日からトーナメントで試合を行いました。

初日から強豪がひしめく中で最終接戦の好試合が続き最後の決勝戦では東保内チームが村田チームを破り見事優勝しました。成績は、次のとおりです。

優勝 東保内チーム
準優勝 村田チーム



第三位 下小島谷チーム

第三位 リバーサイドAチーム





和島村に新たな福祉の拠点

7/14.WED デイサービスセンター安全祈願祭

介護保険制度のスタートを目前に控え、7月14日(水)和島村デイサービスセンター建設に伴う安全祈願祭が、村長はじめ関係者が見守る中、執り行われました。式典では地鎮の儀や玉串奉奠が行われるなど、工事の安全が祈願されました。この施設は、役場保健センター隣に建設され、和島村の新たな福祉の拠点となります。そして、来年4月介護保険制度スタートと併せて開設の予定です。



交通事故に気をつけて 楽しい夏休みを

7/14.WED 島田小学校交通安全教室

7月14日(水)、島田小学校で交通安全教室が開かれました。この日は、ダミー人形や自転車、トラックを使って、交差点での「巻き込みの危険性」について学びました。夏休みは、つい気持ちよくなるがちになりますが、子供たちには、夏休み中もこの交通安全教室を忘れず、事故のない楽しい夏休みを過ごしてほしいですね。

みんなが安心して暮らせる社会がいいね

7/13.TUE 第49回三古社会福祉大会

みんなで支え合いながら、安心して暮らせる社会の実現をめざそうと、第49回三古社会福祉大会が7月13日(火)、和島農村勤労福祉センターを会場に開催されました。式典では、社会福祉功労者の表彰や講演会が行われたほか、早川富士子さん、近藤光子さんら3名による体験や活動に基づいた発表も行われました。☆社会福祉功労者表彰者
・金井和子さん
・佐藤照子さん
・宇木佳さん
・本間キクイさん
・本間政一さん
ぬくみ会リハビリボランティア



村老人クラブ 関川村を訪問

6/28.MON 村老人クラブ連合会会長研修

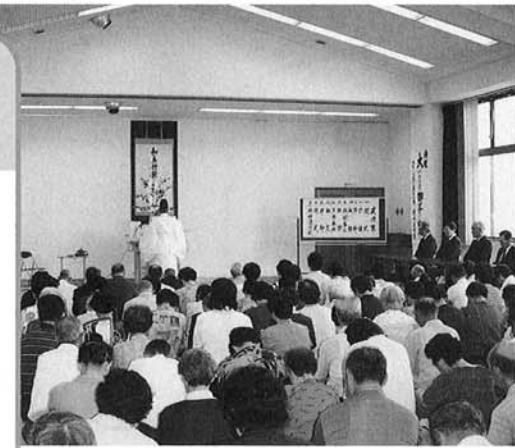
毎年恒例となった、村老人クラブ連合会会長研修が6月28日(月)、29日(火)の2日間に渡って実施されました。今年度は船郡関川村を訪ね、地元老人クラブ連合会役員との交流会並びに、昨年建設されたばかりの特別養護老人ホーム「垂水の里」の施設見学を行いました。その夜、一行は高瀬温泉で1日の疲れをいやし、お湯の温もりと山海の幸に舌鼓を打ちつつ、2日間に渡る研修を終えました。



平和な時代 いつまでも

7/20.TUE 戦没者追悼慰霊祭

7月20日(火)、JA構造改善センターを会場に戦没者追悼慰霊祭がしめやかに営まれました。当日は、遺族や多数の来賓が参列する中、282柱の霊の冥福を祈りました。戦没者の供養のためにも、私たちは戦争のない平和な時代を築いていかなければなりません。それが、残された者の義務であり、みんなの願いです。



災害に強い村づくり

6/27.SUN 和島村夏期消防演習

消防団員としての意識の高揚と任務の遂行を目的とした和島村夏期消防演習が6月27日(日)、農村勤労福祉センターで開催されました。当日は、約200名の団員が一堂に会し部隊訓練や分列行進、そして小型ポンプ操法競技会が行われ、村を守る力強い消防団の技術と技が披露されました。防災は一人ひとりが主役です。消防団員だけでなく村民一人ひとりが防災意識を高め、火災のない災害に強い和島村を作りましょう。



叶うといいね みんなの願い

7/7.WED たなばたの集い

7月7日(水)、保育所で子供たちの祖父母の皆さんを招いてたなばたの集いが行われました。折り紙で作った飾りや一人ひとりの願いを書いた短冊を玄関先に用意した笹に飾りつけました。そして、この日のために練習したたなばたを大好きなおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に歌いました。短冊に書いた子供たちの願いが叶うといいですね。

きれいな雪割草が咲くように

6/25.FRI 商工会婦人部清掃奉仕

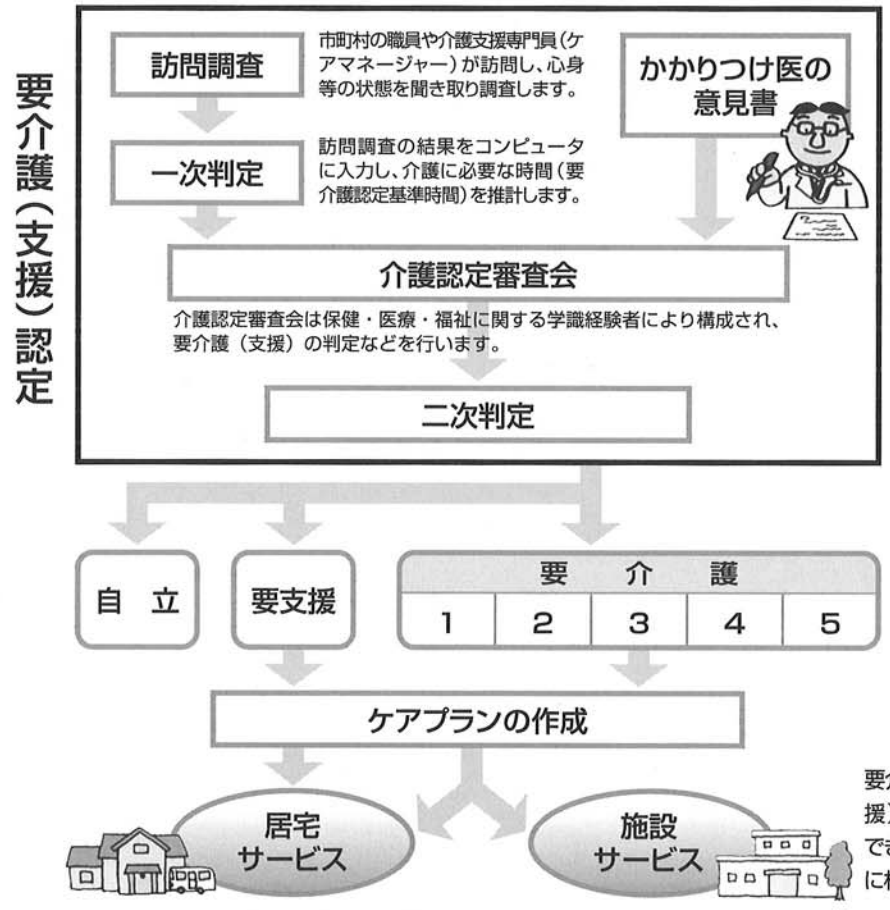
6月25日(金)、商工会婦人部による良寛の里清掃奉仕が行われ、東屋付近を中心に生い茂った雑草を丁寧に刈り取っていました。この付近は雪割草愛好会によって雪割草が植えられており、春になると白や紫の花が一斉に咲き乱れ、訪れる人たちの目を魅きつけています。この作業が実を結び来年もきれいな雪割草がたくさん咲くといいですね。



介護保険

申請からサービスの利用まで

介護が必要な人へ適切なサービスを提供するために、調査に基づき要介護（支援）認定を行い、サービスを提供します。



申請

介護が必要になったときには、本人や家族が市町村窓口へ要介護（支援）認定を申請します。また介護保険施設や介護支援専門員（ケアマネージャー）に申請代行を依頼できます。申請にあたっては保険証が必要です。

※保険証は平成11年度中に65歳以上の方全員に発行します。

要介護認定の結果に不服がある場合は、介護保険審査会に不服申し立てをすることができます。

要介護（支援）認定を受けた方や家族は要介護（支援）度によって介護保険サービスを選ぶことができます。また介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談したり、ケアプランの作成を依頼できます。

介護保険 Q & A

ぼくのわたしの先生



たり、励ましたりしている姿がある。そんな子供たちです」と先生自慢の子供たちを紹介してくれました。

「自分たちで考えて、どんどん行動し、かかわりを求めているように、そして今持っている優しさや温かさをずっと持ちつづけてほしいですね」と子供たちへの望みを話してくれた伊藤先生でした。

伊藤 ゆかり先生

伊藤先生は柏崎市の出身で教師歴16年。現在は島田小学校1年生の担任です。

教育実習でお世話になった先生と子供たちの、さりげなく素敵な関係に憧れて自分もそうなりたと思ったことが教師になるきっかけとなったそうです。

「明るくて人なつこい、よくしゃべる、よく動く、そしてよくがんばる。困っていたり、泣いていたたりする子がいると必ず誰かがそばに行って、手を貸し



子供たちの声

- どんな先生ですか？
- 子供たち 「こわい」
- 何で怖い？
- 子供たち 「よく怒られるから」
- そんなに怒られるの？
- 子供たち 「うん」
- 先生 「……」
- それじゃ、先生のいいところはどこですか？
- 子供たち 「かっこいい」
- 先生 「うん、うん」
- どこがかっこいいの？
- 子供たち 「指！」「足！」
- 先生 「……」
- 子供たち 「笑顔がかわいいんだよ！」
- 先生 「そうそう、そういうことを言ってくれよ」
- 最後に、伊藤先生を好きな人！
- 子供たち 「はい！」「はい！」「はい！」「はい！」「はい！」

歳時記

みなさんは「昼寝」という言葉から、どんなことを連想しますか？ 縁先に吹く涼風、風鈴の音、竹や藤蔓で編んだ枕等々……夏の情景を思い浮かべるのではないのでしょうか。

最近の都会暮らしには縁遠くなった風情ですが、この連想のように昼寝は夏の季語に当たります。

夏は暑さで日中体力を消耗し、夜も寝苦しく睡眠不足になりがちです。少しでも体への負担を軽くするために、暑い夏は昼寝をしようと思うことが多いものです。

昼寝



外国のことをよく知っておくために海外安全相談センターを利用してみたいかがですか？

場所は外務省一階、電話03-3581-3749、利用時間は10時から17時30分、土・日・祝日は休業です。

ひところ、昼寝をした人対象としたリラックスマムが話題になりました。しかし、なかなか昼寝の時間などはとれないのが、現状のようです。では、外国の様子はどうでしょう。国によっては昼休みを2時間くらいとり、みやげ物店も休憩するので、観光客は手持ちぶさたになってしまうこともあるようです。



8月の納税・納入

- ◇国民健康保険料
- ◇国民年金保険料
- ◇幼稚園保育料
- ◇保育園保育料

県警では、8月に「行方不明者を探す巡回相談所・特別相談所」などを次の日程で開設します。

●皆さんの家族や知り合いの方で
○病気を苦にして家出をした
○外出をしたまま行方が分からなくなった
○出稼ぎ先から便りが途絶えた等で、その後消息が知れずお困りの方は、是非とも相談においでください。

相談所では、所在確認のための調査はもとより、全国各地で亡く

「行方不明者を探す相談所」開設のお知らせ

なられ、身元の分からない方の写真や、持ち物などの資料を多数用意してお待ちしております。

■常時相談所

与板警察署刑事課

■巡回相談所

8月2日(月) 新発田警察署

8月4日(水) 上越北警察署

8月6日(金) 三条警察署

8月11日(水) 長岡警察署

8月12日(木) 新潟市西堀6

中央公民館

■特別相談所

8月の1カ月間(但し、巡回相談日・土曜日・日曜日を除く)警察本部鑑識課(県庁隣)

お知らせ

information

8月の救急診療のご案内

1 休日の救急診療

(1) 内科・小児科・外科・歯科の昼間(午前9時～午後6時)

長岡市健康センター内(長岡市西千手2-5-1)
・長岡休日急患診療所 ☎35-8255
・長岡休日急患歯科診療所 ☎33-9644(午後4時まで)

(2) 産婦人科および夜間

区分	在宅当番医院	午前9時～翌午前9時
診療科目	産婦人科	内科・小児科・外科・産婦人科
1(日)	トマトレディスクリニック	立川総合病院
8(日)	杉本医院	長岡赤十字病院
15(日)	長岡西病院	長岡中央総合病院
22(日)	明石医院	立川総合病院
29(日)	斉藤医院	長岡赤十字病院

ゆめあい君の伝言板

より豊かな老後を保証

「国民年金基金」

自営業の皆さん、「国民年金基金」をご存知ですか!

「国民年金基金」は、老齢基礎年金に上乘せする形で年金を支給し、老後生活をより豊かにするための公的な年金制度です。

国民年金基金は、

ア 国民年金保険料を免除されている方

イ 農業者年金の加入対象になっている方を除き、国民年金の第一号被保険者であればごなたでも加入ができます。

国民年金基金に加入することにより

- ①サラリーマン並みの老後保障が受けられます。
 - ②自分の将来設計に合わせた年金プランが選べます。
 - ③掛金は、全額社会保険料控除の対象になります。
 - ④受け取る年金は、公的年金等控除の対象となります。
- このように国民年金基金は、いろいろなメリットがあります。

国民年金基金加入により、ゆとりある老後を!

加入の相談、申し込みのお問い合わせについては、直接、

新潟県国民年金基金へ

〒950-0087 新潟市東大通2-2-18

タチバナビル5階

新潟県国民年金基金

☎025-245-9345



1 食べ物を買うとき

●肉・魚・野菜などの生鮮食品は新鮮なものを選ぶ。消費期限日のあるものは表示を確認する。
●冷凍や冷蔵が必要なものは、買い物の最後に購入。買ったから早目に帰宅する。
●食品を買ったら、肉や魚の汁がほかの食品に付かないよう、それぞれ別のビニール袋に分けて包む。



安全ですか? あなたの食生活

～食中毒予防の心がけ～

一見きれいな食品や台所にも、食中毒菌はひそんでいます。買い物から食事のあとかたづけまでに必要な食中毒予防の心がけを、改めてチェックしましょう。



●食品を直接床に置かない。流し台の下などに食品を保管する場合は、ぬれないように注意。

3 調理の準備をするとき

●せっけんでよく手を洗う。タオルやふきんは清潔なものを使う。
●包丁やまな板は肉や魚を切った後に熱湯で洗う。生で食べる野菜や果物、調理済みの食品は、洗っていない包丁・まな板で切らない。
●肉、魚、卵を扱った後はすぐに手を洗う。動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつを交換したりした後の手洗いも大切。
●ラップ包装の野菜や、カット野菜もよく洗う。
●冷凍食品など凍結している食品の室温解凍は、食中毒菌が増えることもあるので、解凍は冷蔵庫の中や電子レンジで行う。
●解凍した食品はすぐ調理する。冷凍・解凍を繰り返すと食中毒菌が増殖することもある。
●肉や魚などの汁が、果物やサラダなど生で食べるものや調理済みの食品にかからないようにする。
●包丁、まな板、食器、ふきん、たわし、スポンジなどは使った後すぐに洗剤と流水で洗う。漂白剤にひと晩つけ込むのも消毒効果がある。洗った後に熱湯をかけた後沸騰したりして消毒すればなお確実。



4 調理をするとき

●調理の前にもう一度台所を点検。タオルやふきんは乾いた清潔なものに交換し、手を洗うこと。
●加熱して調理する食品は十分に火を通す。中心部も75℃で1分以上の加熱が必要。
●料理を途中でやめるときは、食品を必ず冷蔵庫に入れる。再び調理をするときは、十分に加熱する。
●電子レンジには専用の容器・ふたを使う。熱の伝わりにくいものは、時々かき混ぜることも必要。



5 食事をするとき

●食卓につく前に手を洗う。
●盛りつけは清潔な手でする。清潔な器具を使い、清潔な食器に盛りつける。
●温かい料理は65℃以上、冷やして食べる料理は10℃以下に保ち、早く食べる。
●調理前・調理後の食品は室温で長く放置しない。例えば0157は室温では20分で2倍に増える。



6 残った食品の扱い

●時間がたちすぎた食品、ちよつとも怪しいと思つた食品は、食べずに捨てる。
●残った食品を扱う前にも手を洗い、清潔な器具や皿を使って保存する。
●残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして保存する。
●残った食品を温め直す時は75℃以上に加熱する。みそ汁やスープは沸騰させる。



■もしものときは...

●食中毒の疑いがあるときは、すぐに病院へ。応急処置として十分な水分を補給する(冷水よりは常温に近いお茶や麦茶がよい)。
●腹痛や下痢の症状があっても、市販の下痢止め薬などを服用しない。食中毒には逆効果となる。
●医者には「いつ症状が現れはじめたか」「どんな症状か」「何を口にしたらか」を伝える。
●家族などへの二次感染に注意。患者の便から病原菌がうつることもある。

保険料は所得割・資産割・均等割・平等割の4方式により計算されます。

1年間の保険料額

所得割	資産割	均等割	平等割
各世帯の加入者の収入に応じて計算	各世帯の加入者の資産に応じて計算	各世帯の加入者数に応じて計算	各世帯に均一の額
4.70%	26.00%	26,400円	23,800円

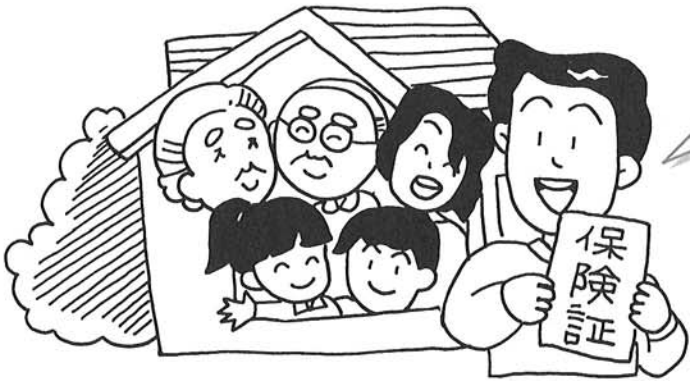


上記の4方式によって算出された保険料が年間で53万円以上になった場合は、限度額として53万円まで打ち切ります。また、一定の所得以下の世帯に対して、保険料を軽減する措置があります。年度途中で国保に加入した時や国保を喪失した場合は届出を受けた翌月に再計算をして保険料を決定させます。

国民健康保険料率は、前年度の医療費等を勘案しながら決定します。平成10年度の医療費は、平成9年度と比較して約5%も減少しました。これは、一人一人が正しい医療機関への受診、また日頃の健康管理の成果だと実感しております。そのため、皆さんよりいただく保険料を一人当たり約10%下げた料率で平成11年度の国民健康保険会計を運営していきたく考えております。

“早期発見・早期治療”、“自分の体は自分で守る”を皆さん是非忘れずに、これからも医療費節約を心がけてください。

平成11年度
国民健康保険料率が確定しました
対前年比1人当たり約10%引下げ!!



国民健康保険の
保険証が変わります。

国民健康保険証が9月1日(水)より「藤色」で新しくなり、現在使用している「クリーム色」の保険証は8月31日(火)で使えなくなります。

区長さんを通して加入世帯にお届けしますので、現在使用している保険証を引換えに受け取ってください。また、②や③の保険証が発行されている世帯には後日ご案内いたしますので、案内に従って役場までおいでください。

歯の健康 Q&Aコーナー

Q 歯やお口の事について知りたいのですが。

A 新潟県歯科医師会では、県民の皆様のために、様々な媒体を利用して、歯やお口の健康についての情報を提供しております。今ごろになっっている市町村の広報誌のほかに、テレビやインターネットなどでも、歯の健康に関する情報を発信しています。

テレビ：歯っぴーたいむ (NT21)
毎月第3土曜日、午前9時45分～10時放送
新潟県歯科医師会の会員が、歯はもとより歯肉を含めた口腔全般についての予防や治療法等について解説いたします。

インターネット：新潟県歯科医師会ホームページ
http://www.niigata-inet.or.jp/nda
乳歯の歯みがきの方法から、歯周病、入れ歯のお手入れや口臭など、各年代に応じた、歯の健康にかんする様々な情報が盛りだくさんのホームページです。

新潟県歯科医師会

和島村議会議員選挙結果

去る7月11日に行われました和島村村議会議員一般選挙の結果は次のとおりです。
なお、新議員の皆様には12日に当選証書が渡されました。

○候補者別得票数

- 当 藤 田 正 義…286
- 当 神 子 義 彦…248
- 当 久 住 栄 子…245
- 当 小 林 博…244
- 当 山 田 伸 雄…237.583
- 当 中 村 正 志…235
- 当 倉 部 昭 一…232
- 当 原 田 正 美…231
- 当 早 川 喜 一 郎…230
- 当 高 橋 均…216
- 当 池 田 弥…215
- 当 羽 鳥 正…213
- 当 向 笠 孝…190
- 当 星 德 司…186
- 当 八 子 八十吉…177
- 当 山 田 忠…169.416
- 当 小 林 豊…156
- 当 竹 内 嘉 秀…153

(無効票… 21票
その他… 1票)

○投票の状況

- ・当日の有権者数
男…1,984人
女…2,139人
計…4,123人
- ・投票者数
男…1,854人
女…2,030人
計…3,884人
- ・投票率
男…93.45%
女…94.90%
計…94.20%
- ・有効投票数
3,864票

司法書士による
無料相談のお知らせ

◆会場/長岡市社会福祉センター12階相談室
◆日時/7月～来年3月までの毎月第1・第3木曜日 午後1時～4時
◆予約/相談日の前日午後4時～6時に新潟県司法書士会中越支部に予約してください。
◆相談内容/土地建物の売買等の登記、会社法人の設立等の登記、自己破産等で裁判所に提出する書類作成など

◎問い合わせ先
新潟県司法書士会中越支部
(☎34-6763)へ
相談は無料で、秘密は固く守られます。

地域振興券の
使用期限が
迫っています!

8月26日迄です!

地域振興券の有効期限が迫っています。まだご使用になっていない方は、8月26日までの有効期限内にご使用くださいますようお願いいたします。

言葉の履歴書

入道雲

「雲の峰 雷を封じて 聳えけり」は、夏目漱石の俳句。夏の季語「雲の峰」は、高い山のようにそびえ立つ炎天下の雲を指しますが、氣象用語でいえば「積雲」「積乱雲」に当たります。積雲の段階では本格的な雨になりませんが、積乱雲になると「雷雲」とも呼ばれ、雷を伴った強い雨を降らせることが多いものです。強い日差しで地面近くの空気が熱せられると上昇気流が生じ、むくむくと空高く、塔の形の積雲が発達します。それを「入道雲」と呼ぶのは、上部の雲が坊主頭に見えるからです。

「入道」は仏の道に入って修行する人のこと。坊主でなくても、坊主頭の大男を「大入道」ということがあります。

善意をありがとう

社会福祉に役立ててほしいと村社会福祉協議会に村内の方より匿名でご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

◎問い合わせ先
老健てらどまり (☎0256-97-3200) 又は特養桐原の郷 (☎0256-197-5000) まで